

2 大田 勤 議員

- 1 泊原発北電による1次評価について
- 2 最終処分場建設は住民合意で
- 3 役場窓口の住民対応について



1 泊原発北電による1次評価について

私は、日本共産党議員団を代表して町政に対する一般質問を行います。

泊原発北電による1次評価について、2011年12月7日、北海道電力は「泊発電所1号機の安全性に関する総合評価（ストレステスト）の1次評価結果について」報告。福島第1原子力発電所の事故状況と必要な対策の中で、福島事故状況は地震が発生したが原子炉は正常に自動停止した。

しかし、津波が来襲したことで、非常用発電機、分電盤等原子炉の安全を確保するために重要な設備が被水し、全ての交流電源が喪失。

海水ポンプが被水し、原子炉の熱を最終的に海に放出する機能が失われた。

使用済み燃料貯蔵プールへ冷却水が供給できなくなったとして対策を立てているが、地震が発生したが原子炉は正常に自動停止したという根拠はどこにあるのか。

3月11日14時46分18秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大の規模、マグニチュード9.0を記録しました。

3月11日15時25分、福島第1・第2原発が自動停止、15時42分、福島第1原発廃棄物処理建屋4階から北側撮影写真で初めて津波に襲われる画像を公開しています。

1次評価では事故原因を津波に限定しているが福島第1原発の自動停止の原因、事故知見が全く反映されていないのではありませんか。

原子力発電所にある1次冷却水を運ぶ配管や蒸気発生器への影響、2次冷却水配管の地震による影響、復水器など機材の検証等はどのように判断しその知見は取り入れられたのですか。

北電は想定する地震（基準地震動 $S_s 550Gal$ ）に横揺対策として370ガルから引き上げたが女川原発は476ガルでも3月11日午後3時前の時点で、女川原子力発電の1、2、3号機のすべてが自動停止している。

泊原子力発電所の水平方向の揺れ対策はシミュレーションでも行っているが縦揺れ対策は基準地震動 $S_s 550Gal$ よりも小さい368ガル。

この数値で安全という根拠はどこにあるのですか。

縦揺れ対策として基準時振動を何故引き上げないのですか。

津波・原子炉に対する評価では水密性向上工事を行って15メートルの津波に耐えられるとしたが女川原発は14.80メートルの位置に建設され13メート

ルの津波が襲い、地震後地盤が1メートルも沈下していた。

わずか80センチで津波をくい止めたことになります。

泊発電所も15メートルの防潮堤を3年以内に設置すると公表していますが、15メートルの根拠はどこにあるのか。

国交省の「津波防災地域づくり法」は津波対策を進める基本指針案ですが、都道府県が浸水エリアや深さを予測する場合、最大級の津波で堤防が倒壊するなど「最悪の条件」を想定するのが原則としています。

基礎データを得るための海底や陸上の地形を調査、津波が最大の満潮水位時に発生し遡上高も考慮し最悪の条件で浸水予測を行って15メートルをクリフエッジと決めたのですか。

そうであれば、発電所の防潮堤15メートルと国交省の「津波防災地域づくり」との整合性はどのように考えるのか。

地震の評価、基準地震動については泊発電所敷地前面に長さ10～40キロメートルの何本かの断層があり、これらの連動について原子力安全・保安院で審議されているとした。

国の耐震指針改定（06年）に基づく泊原発（泊村）の耐震性再評価作業（バックチェック）で、海域の活断層が連動することも踏まえた解析を追加で実施するよう指示したのになぜ泊沖15^キの活断層は評価されないのか。

北電が調べ、保安院も活断層でないというなら調査資料を公表・公開して検証すること。

保安院は、泊原発周辺の活断層が連動する可能性の調査や活断層と認めていなかった断層の再調査を求めているが、道に対しても道立研究機関で検証するよう町として要請すべきではないのですか。

国や道の研究機関は、昨年夏の調査の結果「黒松内低地断層帯」が「渡島半島の陸域内で途切れる」とする北電の見解と異なり、太平洋岸の内浦湾の海底まで達する、より規模の大きい活断層群であるとしている。

これは地震規模がM7.5から7.7になる可能性を含む問題であり、北電に再調査・再検証を求めることが必要ではないのですか。

原子力保安院 専門家会議で井野博満東大教授は「福島事故では津波の被害に加え、地震動による配管の破損機器損傷が疑われている」事故検証が不可欠。

「事業者が出した評価を原子力安全保安院が追認する」現状も問題視しています。

後藤政志芝浦大非常勤講師は「運転を再開するためではなく安全を確認するための評価」と保安院のあり方に疑問を呈しています。

原子力保安院が検証することになるが、「やらせ」問題で国民的信頼、道民的にも町民的にも信頼を損ねた保安院の調査では道民合意、町民合意は得られないと思うがいかがですか。

1号機の1次評価、続いて2号機の1次評価の提出が予定され、北電は原発の再稼働を進めようとしています。このあと保安院、原子力委員会、閣僚の同意、道と4町村の合意と稼働への過程が示されています。

福島事故を受けて内閣府原子力安全委の部会が原子力防災指針の見直しに伴い、現在の約8～10キロの「防災対策重点地域（EPZ）」を拡大し避難など防護対策の準備が必要な原発から半径約30キロの地域でUPZ（緊急防護措置区域）を新設しています。

災害時に防災拠点となる泊原発から2キロ地点に設置されているオフサイトセンターの移転も論議され、防災計画も見直しの途中など課題が山積している中で町長は地元住民合意をどのように考えているのですか。

プルサーマル計画への進め方も「住民理解は進んでいる」との感触だけで住民意見を聞いておらず住民合意はありませんでした。

福島原発事故後の1号機・2号機の再稼働に関しては住民の意見を確かめることが必要です。

「住民理解は進んでいる」との感触だけで再稼働を進めることは許されません。

町長はどのように住民との合意を行うのですか。

直接確実に全住民の意見を聞くには住民アンケートや住民投票を行うべきと考えますが町長の見解をお聞きします。

【答 弁】

町 長：

1点めは、泊発電所のストレステストの一次評価に係り、12項目のご質問であります。

1項めは、福島第一原子力発電所において、原子炉が正常に自動停止としたとする根拠についてであります。

福島第一原子力発電所における原子炉の自動停止については、原子力安全保安院の報道発表と併せて、本年5月17日、道庁において、同院の原子力発電検査課長より報告を受けておりますが、その内容としては、地震感知により、スクラムと呼ばれる炉心への制御棒の緊急挿入が確認されており、地震発生とほぼ同時刻に、1～3号機が自動停止したとのことであります。

2項めと3項めは、関連がありますので併せてお答えいたします。

福島第一原子力発電所事故の一次評価への反映についてであります。

ストレステストについては、原子力発電所において、設計時の想定を超える地震や津波といった大災害が起きた場合、どのような影響があるかを評価し、原子力発電所がどこまで耐えられるか、弱点はどこかなどについて、個々の機器ごとに評価し、更なる安全性の向上を目指し実施されるものであります。

この中では、地震、津波、全交流電源喪失、最終ヒートシンク喪失などの各項目について、断崖の先端を意味するクリフエッジと呼ばれる「状況が大きく変わる限界」を評価し、想定を超える地震や津波が発生した場合においても、原子力発電所の安全上重要な施設や機器などが十分な安全裕度を有しているかを確認することとなっております。

ただ、一次評価とは別に、安全上重要な各種配管等に対する地震の影響については、現在、政府の福島原発事故調査・検証委員会において調査を進めており、仮に、新たな知見が得られた場合には、今後の原子力発電所の安全対策に反映されていくものと考えております。

4項めは、基準地震動と原子炉の自動停止についてであります。

泊発電所での原子炉を停止するための地震感知機、いわゆる制御用地震計の設定については、1、2号機は原子炉補助建屋地下1階で280ガル、3号機は原子炉補助建屋地下2階で200ガルとしており、何れも、基準地震動の550ガルを大きく下回る数値設定となっており、安全上、問題はないものと考えております。

また、基準地震動については、去る11月18日、原子力安全・保安院から北海道電力に対し指示があった、泊発電所前面海域に断層の連動を想定した地震動評価の結果によっては、数値が変化する可能性もあることから、来年1月提出予定の評価結果報告を注視してまいりたいと考えております。

5項めは、防潮堤の高さを15mとする根拠についてであります。

北海道電力による耐震安全性評価、いわゆる耐震バックチェックにおける津波による最高水位は9・8mとなっておりますが、現在、この評価結果については、国の専門部会において内容を審査中であります。

このような中、国の専門部会での評価結果を待っているのは、防潮堤の設置時期も先送りとなることから、福島第一原子力発電所に襲来した15mの津波を想定したとの説明を受けております。

なお、北海道電力では防潮堤の高さを、15m以上としており、正式な高さについては、今後の詳細設計や国の専門部会の結果等により決定していくものと考えております。

6項めは、一次評価において津波によるクリフエッジを15mとする根拠についてであります。

津波によるクリフエッジについては、想定の9・8mを超える津波に対し、どの程度まで原子炉等が損傷せずに耐えられるかとの評価であります。

結果としては、緊急安全対策として、移動発電機車を導入し、水密性向上工事を実施したことにより、分電盤等が15mの津波まで耐えられるようになったことから、クリフエッジを15mと評価したものであります。

なお、ご質問にある「津波防災地域づくり法」については、今年7日に参院本会議で可決・成立し、今後、津波防災地域づくりに関する基本方針が策定され、さらに、都道府県知事は、この基本方針に基づき、津波浸水想定を設定する方向とことから、この後の推移を注視してまいります。

7項め、8項めは、関連がありますので、併せてお答えいたします。東洋大学教授等から指摘のあった泊沖の活断層の評価についてであります。まず、断層の連動を想定した地震動等の評価の指示については、この度の東北地方太平洋沖地震において、海溝型地震について、大きな滑りや地震セグメントの連動等により、大きな地震動や津波を生じたなどの知見があったことを踏まえ、北海道電力に対しては、敷地から40km程度の海域で、長さ10～40km程度の何本かの断層が斜めに、重なり合うように並んでいることから、地震・津波の評価が必要との指示があったものと承知しております。

次に、泊沖の活断層の有無についての国における評価であります。

北海道電力では、東洋大学教授等より地震学会等で発表のあった「泊付近から神恵内付近には、約12万5千年前の海成段丘面等の分布標高に差があり、この高度差は積丹半島西方沖に活断層を想定することにより説明できる可能性がある」との主張も考慮し、自主的に約11万年前の噴火により堆積した洞爺火山灰等についての追加調査を実施し、さらには、国からの指示により、約20万年前の古い地層の地質や、より山側の地質データの補足調査を行ったところであります。

これら調査の結果に基づき、北海道電力は本年2月9日、国の専門部会において、東洋大学教授等が活断層が存在する可能性の根拠としている「泊付

近から神恵内付近における約12万5千年前の海成段丘面の標高差は、ほとんどないことを確認した」との趣旨の説明を行ったとのこととあります。

なお、北海道電力が説明に使用した資料については、原子力安全・保安院のホームページ上で公開されており、また、泊発電所の耐震バックチェックについては、国の専門部会による審査が継続中であることから、今後の推移について注視してまいります。

9項めは、黒松内低地断層帯に係る新たな知見についてであります。独立行政法人産業技術総合研究所等が長万部沖および国縫沖で実施した音波探査により、新しい時代に活動した断層等が断続的に認められ、これらの断層と黒松内低地帯の断層との関係については、今後、国の専門部会において審議される予定であります。

なお、北海道電力では、今後の国の専門部会での審議の結果を踏まえ、現在、尻別川断層等の評価結果から策定している泊発電所の基準地震動については、適切に対応していくとのこととあります。

10項めは、福島第一原子力発電所事故の検証についてであります。国は、内閣官房に福島原子力発電所における事故調査・検証委員会を設置し、事故の原因および当該事故による被害の原因を究明するための調査・検証を、国民の目線に立って開かれた中立的な立場から多角的に行い、もって当該事故による被害の拡大防止および同種事故の再発防止等に関する提言を行うとしているところであります。

また、今月26日に予定されている同委員会の第6回会合では、中間報告がなされるやに聞いており、結果を注視してまいりたいと考えております。

11項めと12項めは、関連がありますので、併せてお答えいたします。

原子力発電所の再稼働に係る地元住民合意についてであります。

ストレステストの一次評価については、定期検査中の原子力発電所については原子炉等規制法等の現行法令に則り安全性の確認は行われているものの、一方で、従来の原子力安全・保安院による安全性の確認だけでは、再稼働について国民・住民に十分な理解は得られないとの判断から、更なる安全性の向上につなげていく取り組みとして実施されるものと承知しております。

具体的には、事業者が評価を実施し、その結果を原子力安全・保安院が確認し、さらに、原子力安全委員会がその妥当性を確認した後、地元の意向も踏まえ、最終的には総理を含む関係4大臣が運転再開の可否を判断すると伺っておりますが、現段階では、国が、地元の意向をどの範囲まで確認するのか、あるいは、どのような手法で確認するのかが明確になっていないのが実状であります。

従いまして、当面は、2次評価を含めたストレステストの動向の見極めが重要と考えており、再稼働に関連し、住民アンケート等を行う考えは持っていないところであります。

何れにいたしましても、原子力発電所に関しては、何よりも安全を優先し、対応すべきものと考えており、国や北海道電力に対しては、責任を持って安全対策に万全を期すとともに、各種の情報提供についても、これまで以上に丁寧に行うことなどを強く求めてまいります。

< 再 質 問 >

まず、原発一次評価ストレステストことについて、再度お伺い致します。

地震感知により、スクラムと呼ばれる制御棒の緊急挿入が確認されており、地震発生と同時に1号機から3号機の自動停止と、保安院の原子力発電検査課長の報告とありました。

また、基準地震動550Galを大きく下回る数値設定になっており、安全上問題はないとしていますが、12月15日破損による漏洩等の可能性が議論されているため、漏洩を仮定した感度解析を行うと、漏洩面積は0.3cm²以下の場合、原子炉圧力、原子炉水位の解析結果と実機データとに有意な差はない。原子力安全保安院が福島原子力発電1号機の原子炉系配管に地震の揺れで亀裂の入った可能性を認めています。

北電のストレステストは津波原因説を展開し、その対策を行っています。

しかし、地震で重要機器が損傷したとなれば、原子炉が正常に自動停止したなどとは言えないではありませんか。

また、国が定期検査後に再稼働を認める条件とした、安全評価ストレステストの見直しや原発の安全確保を定めた、耐震設計審査指針の全面改定も考える事になると思うが、いかがですか。

【答 弁】

町 長：

大田議員からは、3点にわたる再質問でございます。

泊発電所のストレステストに関連し、2項目にわたるご質問でございます。

1項めは、福島原発事故における自動停止についてのご質問でございます。

ストレステストは国の指示により、設計時の想定を超える地震や津波といった大災害が起きた場合、どのような影響があるかを評価し、どこまで耐えられるか個々の機器ごとに評価し、更なる安全性の向上を目指し、実施されるものであります。

なお、福島原発事故において地震が重要な配管設備等にどのような影響をもたらしたかについて、現在国の事故検証委員会において、調査検証中であり、その結果を注視して参りたいと考えております。

2項めは、耐震検査指針の全面改定のご質問であります。

福島原発事故の検証の如何によっては、耐震指針を含め、原子力発電所の安全基準そのものが見直される可能性も考えられることから、国の動向を注視して参りたいと考えております。

＜ 再々質問 ＞

原発1次ストレステストについて。

ストレステストは設計時の想定を超える場合の影響を評価し、どこまで耐えられるか。

個々の機器ごと評価しましたが、実際の地震、災害ではなく健全な機器で行いあくまでシュミレーションでしかなく、現実的ではありません。

E P Zは10キロですが、福島事故で40キロの飯舘村は村全体が退避、60キロの福島市でも校庭の除染が行われています。

福島の事故は、原発の冷却水系の電源喪失でその機能を失えば炉心溶融の過酷事故を巻き起こす構造的欠陥を持っていること。

時間的にも、空間的にも社会的にも放射能汚染が拡大し続ける他の災害には見られない異質の危険を持つことが明らかになっています。

町長は選挙戦の中で原発に不安を持つ住民に対して「将来的には代替エネルギー導入も進めたい」との町長公約をしています。

福島原発事故の知見を取り入れない1号機2号機の再稼働はありません。

泊発電所1・2号機は経年劣化し、福島事故状況から見ても再稼働を止め廃炉にすべきです。

福島2号機でのプルサーマル運転の知見も全くわかっていません。

1・2号機の再稼働は福島の事故の知見を考慮し、全住民の意見を聞き、少なくとも30キロ圏の町村の意見も取り入れ、合意の上で進めるべきと思いますが、いかがですか。

やらせで進められた3号機でのプルサーマル計画は撤回すべきと思いますが、いかがですか。

滋賀県の嘉田知事は、福島では数万人が故郷を追われ、数十万人が子どもの未来に懸念を持ってしまった。

知事の立場は科学的、経済的、社会的に根拠のない主張はできない、でも福島の事故で原発に危険を確認した、卒原発、原発を卒業する、卒原発、自然エネルギーへの転換を表明しています。

町長は、住民の安全を守る責任があります。

原発に頼らない町政の執行と自然エネルギー転換で新たな仕事を興し、雇用の増大を図り、安全安心な町づくりを進めるべきではありませんか。

以上、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

泊発電所のストレステストに関連した3項目にわたるご質問です。

1項めは、ストレステストの結果を踏まえた泊発電所の再稼働についてのご質問でございます。

定期検査中の原発の再稼働については、地元の意向を踏まえるとしている、ものの範囲まで確認するのか、どのような手法で確認するのかが明確になっていないのが実状であります。

2項めは、プルサーマル計画の撤回についてのご質問です。

プルサーマルの事前了解にあたっては、有識者検討会議の提言を重く受け止

め、さらには、町議会のご意向や安全審査を前提に了解する旨の回答をしたものでありましたが、福島原発事故の検証において、MOX 燃料についての新たな知見が明らかになった場合は適切に対応いたします。

3項めは、原発に頼らない町づくりを進めるべきとのご質問であります。

今後の原子力発電所についてであります。原発の安全性を一層強化するとともに、将来的には原子力に過度に依存することがないように、代替エネルギーの導入に取り組むなど、エネルギー政策のあり方を早急に検討する必要があるものと考えております。

2 最終処分場建設は住民合意で

次に最終処分場建設は住民合意でということでお伺いいたします。

最終処分場に挙げられている土地は昭和51年から52年にかけて国費補助を受けて造成された町営草地であり、敷島内715の1番地は第1種農地となり、農業振興に大きく貢献する集団採草地です。

第1種農地の転用は原則不許可で厳しい許可基準を設けるなどその転用を抑制しています。

ただし、第1種農地の転用については農業地域の活性化や離農などによる担い手への農地の集積を促進し、周辺地域の農業の振興に資するため、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の用に供する場合など、例外的に許可できる場合がある。

また、就業機会の増大に寄与する施設であるか否かは、当該施設に雇用される者に占める農業従事者の割合が3割以上であれば該当するなど、農業の振興を図るために必要な施設に限定されています。

町は最終処分場を衛生組合に「予定地」として提案するまでに役場内部でどのような協議をしていたのですか。

各担当部署ごとに協議の内容を。

また、適地を抽出するためにどんな課題があったと認識していますか。

衛生組合議会でも第1種農地として問題を指摘をし、用地の見直しなど質しましたが「農振はあくまでも岩内町の方で手続きをする形である。組合としては農振の手続きを農業委員会の中できめるもの」として、岩内町の農業振興地域の問題として取り込まれるものとの判断を示しています。

農業振興地域は、岩内町が農業の振興を図るための重要な計画として、作成したもので、こうした農振地域をどのように考え、「予定地」として提案をしたのか。

予定地として第1種農地を決めるには選定理由が明確でなければならず、衛生組合が選定作業をしてきた予定地との比較で、この土地でなければならぬ選定理由はどこにあるのか。

農地転用不許可の農振地域にある集団採草地を土地収用法まで適用して転用する必要があるのでですか。

他町村と協議をして他の地域を再度考えるべきではないのですか。

農用地区域から除外の基準は、

①農用地以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

②農業上の効果的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

③効果的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。

④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

⑤農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。

この5条件を全て満たす場合に限られますが、こうした基準をクリアし「予定地」は基準に当てはまると考えますか。

最終処分場やその後、計画されているゴミ焼却場は岩内町全体に関わる大き

な問題です。

岩内町総合計画の中の土地利用の方針では「中心市街地と岩内岳山麓を中心とする丘陵地の中間に位置する農業地域は、地理的要件から今後の拡大が難しいために、農用地の保全と有効利用を図るとされ、隣接する円山地区は民間宿泊施設、オートキャンプ場、森林公園などが整備され民間別荘の開発も進んで高原リゾート地としての機能を有しているとし、自然環境の維持保全に努める」としています。

都市計画上はどのように考えているのですか。

町の総合計画などからみて、土地利用の整合性はあるのですか。

土地利用用途変更などから、新たな都市計画決定が必要になるのではないのですか。

町長は23年度の町政執行方針でも「協働の町づくりを進めるにあたって情報の共有化が重要であり、このためには情報の公開に合わせて情報の双方向化が前提」と述べています。

ゴミ処分場の問題を衛生組合だけの問題とするのではなく、現に都市計画や農振地域の計画に関わることから、住民へ情報の公開をすることが町長の町政執行方針ではありませんか。

住民周知はどのように、どこまで行っているのですか。

協働の町づくりからも住民への説明会、広く検討会等を立ち上げ論議をし直すべきではありませんか。

町長の見解を求めます。

【答 弁】

町 長：

最終処分場建設は住民合意について、10項目にわたるご質問であります。

一般廃棄物最終処分場等整備計画につきましては、岩内・共和・泊・神恵内の岩宇4町村で構成される岩内地方衛生組合が事業主体となって進められるものでありますが、岩内地方衛生組合の議会の経過もふまえ、順次お答えいたします。

1項めから3項めまでは、最終処分場の予定地の提案について関連がありますので、あわせてお答えいたします。

岩内地方衛生組合の最終処分場は、平成26年度に満杯になる予定から、岩内地方衛生組合を構成する4町村の重要な課題として、次期候補地の検討について、平成16年度から4町村の町村長会議や副町村長会議、事務レベルでの協議を進め、現在の最終処分場敷地の残余地も含め、岩内町内外10カ所について検討が行われてまいりました。

最終処分場の候補地を提案する経過の中では、地理的要件、法的規制、財政的要件、住民とのコンセンサスなど様々な課題が想定されたものの、最終処分場の処理容量が満杯となる時期も間近になったことから、岩内地方衛生組合の組合長でもある私が、一定の決断を迫られた状況となり、岩内町所有の草地を次期候補地として提案し、地質調査等を経て、岩内地方衛生組合議会において事業実施が可能な土地として決定されたところであります。

また、この土地については、国の補助金を活用し造成した農業振興地域の

優良な草地として位置づけられている農用地であると認識しております。

しかしながら、岩内地方衛生組合が抱える喫緊の課題について、解決に向けた一定の方向性を示すため、優先して取り組む必要性が求められたことと判断し、次期最終処分場の候補地として提案するに至ったところであります。

4項めは、農業振興地域の集団採草地を土地収用法まで適用して転用する必要があるのかについてであります。

農地の転用につきましては、農地法第4条及び第5条において、転用に係る一定の制限が規定されておりますが、同時に公益上あるいは社会経済上、必要な土地需要について対応できるよう、同条のただし書きにおいて、制限のわからない場合が規定されております。

特に、地方公共団体が実施主体である廃棄物処理施設の設置については、許可なく転用できるとされていることから、土地収用法ではなく、農地法の規定が適用されるものであります。

5項めは、農用地区域から除外する基準に当てはまると考えるかについてであります。

農業振興地域内の農用地の除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の規定から、5つの要件を満たす場合に限り、農用地区域内の土地を農用地から除外することができるというものであります。

そのためには、具体的な基本計画の申請に基づき、市町村及び北海道との協議や農業委員会及び農業協同組合の意見を聞くなどの手続を経ることとなっております。

しかし、現段階では岩内地方衛生組合の基本計画が策定されておらず、関係団体との協議については今後の予定とされていることから、5つの要件を満たすか否かの判断は、現時点ではできないものと考えております。

6項めから8項めまでは、本事業と町の総合計画等の関係について関連がありますので、あわせてお答えいたします。

最終処分場及び中間処理施設については、市町村における住民生活に必要な不可欠で重要な施設であります。都市計画法では最終処分場について、都市計画決定の手続きが義務づけられていないものの、中間処理施設については決定の手続きが必要な施設と位置づけられております。

しかし、現時点において、岩内地方衛生組合が予定している最終処分場と中間処理施設は、同一敷地内で計画されているとの報告を受けていることから、北海道との事前協議をふまえた段階においては、最終処分場と中間処理施設を併せて都市計画決定をすることが望ましいと考えているところであります。

また、町の総合計画上の土地利用との整合性についてであります。最終処分場の建設が予定されている地区は、農業振興地域として位置づけられ、優良な農用地として保全する区域となっており、さらに当該地区の東側にはご指摘のとおり、自然・観光施設等もあることから岩内地方衛生組合に対し、地域環境の保全などに充分配慮するよう要請するとともに、町としても本事業の計画から実施に至るまでには、法的手続きや各種申請などに向けた作業が必要と考えられ、こうしたことも含めて、岩内地方衛生組合とも十分協議しながら、課題克服に向け検討を重ねてまいりたいと考えております。

9項め及び10項めは、住民への情報公開について関連がありますので、

あわせてお答えいたします。

まず、住民周知につきましては、本年7月から8月までに、事業主体であります。岩内地方衛生組合により、農業・漁業関係団体等及び敷島内地域の住民に対して、1回目の説明会が終っております。

今後は、1回目の説明会において提起された課題等への対応について、事業実施の手法を含めて現在検討中であり、改めて説明会を開催していく予定であると伺っております。

また、関係団体や地域住民の説明会の後には、町民に対する説明会も予定されていると伺っております。

いずれにしても、先に述べたとおり、一般廃棄物の処理については、岩宇4町村にとって避けることのできない最重要課題であります。

将来的には岩内地方の環境を守り続けるという観点から本事業の実施にあたっては、町民の皆様にご理解とご協力を得て、進められるものと考えており、このことにつきましては、引き続き岩内地方衛生組合に要請してまいります。

＜ 再 質 問 ＞

次に、ごみ最終処分場について、お伺いを致します。

各地の例を見ても処分場の用地をどこにするかについては、住民に直接関わる重要な問題であり、最も労働と時間をかけて行われています。

住民とのコンセンサスなど、様々な課題が想定されるものの、最終処分場の処理容量が満杯となる時期も間近になったことから、一定の結論を迫られたと答弁されていますが、町有財産でもある用地の提供に内部の協議がない、町民への事前の相談もないなど、こんな行政の進め方があっていいのですか。

町政を進めるにあたって、庁舎内部においても情報の双方方向化ができていないなどあり得ないことです。

町の計画など賛否があっても議会を経て創られていくもの、町長の判断は町民軽視、議会軽視ではありませんか。

第1種農地を例外手法で転用すべきではありません。

ゴミの有料化説明会などでは、町として住民意見を聞くため、きめ細やかな住民への対応をしてきたのになぜ住民への説明、周知もせず住民不在で進めるのか。こんなやり方はあってはならないと思いますが、いかがですか。

【答 弁】

町 長：

最終処分場等の候補地に係わる質問であります。

候補地の決定につきましては、基本的な調査を経て事業実施が可能な土地として判断されたところであり、先ほど申し上げましたが、今後法的手続や各種申請などが行われることとなります。

また、こうした段階では、様々な課題について一定の見通しを得ながら、本事業の基本計画の策定に着手されるものと伺っております。

したがいまして、この過程においては当然ながら、議会及び住民の皆様にも十分ご理解をいただきながら、進められなければならないものと考えており、岩内地方衛生組合とも、より一層連携と協議を深め慎重に対応してまいります。

< 再 々 質 問 >

町長が独断で町の各部局と協議もせず、進めることは公約とした情報公開、協働の町づくりに大きく反し・逆行するものです。

この点について最初から質問し、再質問でもお伺いしましたが、まともに答弁されておられません。

何故答弁されないのですか。

町長の責任としてどう考えておられるのか、お伺いします。

【答 弁】

町 長：

最終処分場の候補地等についてであります。

候補地の提案に際する私の判断については、先に述べたとおり、地理的要件、法的規制、財政的要件など、内部協議を経た上で、現在、様々な課題の認識に至っているものであります。

3 役場窓口の住民対応について

役場窓口の住民対応について、お伺いいたします。

岩内町役場庁舎等建設基本計画の中にある窓口機能では1階玄関ホール近くに利用の多い窓口業務を可能な限り集約し、各種証明書を発行する専用窓口の設置を目指すなど、来庁者の利便性や住民サービスの向上に配慮した設計とします。

誰もが解りやすい案内表示、誘導表示の設置をおこない窓口利用者の案内性に配慮します。

窓口は、誰もが利用しやすく、町民と職員がコミュニケーションをとりやすいようにローカウンターの設置を基本に計画します。

車椅子対応の記載台も計画します。

窓口カウンターの隔てや相談スペースを整備し、個人情報を守られ町民が安心して手続きや相談などが行えるよう計画します。

子ども連れの方が安心して利用できるように、キッズスペースや授乳室などの整備が計画されるなど、新庁舎の建設を機に窓口サービスの向上を図る改善方向が示されています。

しかし、残念ながら今聞こえてくるのは、「役場窓口の対応が悪く喧嘩になる」「庁舎に行く日は気持ちが暗くなる」「上から目線で腹が立つ」「何であんな言い方しかできないのか」など窓口対応への苦情が絶えません。

町としてこうした現況を認識していますか。

民間コンサルがおこなっている官公庁、自治体研修では、役所には毎日大勢の方がいらっしゃいますが、職員はその対応に忙しく、お疲れのことだと思います。

しかし、住民側に立って考えてみると、「法律や条例で決まっています」、「義務として」、「納付・申請すべきもの」であるからこそ、わざわざ来庁してくださるのです。

冷静に考えれば、役所として、職員として「ありがたいこと」ではないでしょうかと、住民の側にたった考え方から研修が進められています。

自治体職員研修でのこうした考え方をどのように思いますか。

三鷹市市民部では、窓口業務における職員の接遇対応の向上を図るとともに、窓口環境の整備を行うことにより、市民満足度の向上を図る。

市民部全体での接遇等研修により市民に対する接遇能力を向上させ、市民満足度の向上を図る。

また、窓口環境を整備するとともに、市民課窓口に来訪した市民にアンケート調査を行い、接遇対応の向上と業務のスキルアップに生かし、市民満足度の向上を図るとしています。

岩内町としては、窓口に来訪した住民にアンケート調査をおこない接遇対応の向上と業務のスキルアップに生かし、町民満足度の向上を図るなど改善への取組を考えるべきではありませんか。

岩内町費職員研修規程の研修の内容では、

第2条 研修は、職員が現在ついている職又は将来つくことが予想される職の職務と責任の遂行に密接な関係のある知識、技能等を内容とするもので、具体的な事項については町長がその都度別に定める。

職員の研修は、次の3つの階層に分けて行うものとする。

係長の職にある職員。勤続年数3年以上の職員。勤続年数3年未満の職員。

岩内町の職員研修はそれぞれどのように取り組まれているのですか。

第4条 研修の回数は月1回以上とし、その時間は町長が定める。

他町村では例えば 住民満足向上・接遇として住民対応向上研修、一般職員。対人能力向上研修・管理・監督者・一般職員。

苦情処理対応研修・監督者・一般職員。

窓口単位CS向上研修・監督者・一般職員などが取り組まれています。

係長の職、3年以上の職員、3年未満の職員それぞれどんな研修を受けているのですか。

住民満足度向上・接遇にあるような研修は行われていますか。

官公庁、自治体研修での不満の要素は、第1に、自分ばかり話して、住民の話を聞かないこと。

第2に、住民の話を頭から否定することと指摘されています。

こうした面の改善として、岩手県金ケ崎町では、接客の4Sの実施。

役場の仕事はサービス業であり、来庁者は大切なお客様です。

金ケ崎町では、接客の4Sとして、親身な応接、素早い対応、正確な処理、スマイル(微笑み)を常に心がけ、明るく入りやすい役場づくりに努めています。

そして、この言葉を全課のカウンターに掲げて一人一人がいつでも忘れずに実行できるようにしています。

このことは、上司、部下関係なく全職員が実施し、今後も職員間でお互いに啓発していきますと改善を目指しています。

こうした住民対応の講習・研修は受けていますか。

こうした研修・講習の予定を組んでいますか。

職員間、部署内での研修などで取り組む必要があると思いませんか。

第6条 この規程は、次の者には適用しない。

部長、施設長、課長、保育所長、所長、副所長及び館長以上の職員とあります。

第6条は見直し改定し部課長・所長も率先して研修に取り組み自己研鑽すべきではありませんか。

岩内町役場庁舎等建設基本計画の中にある窓口機能で窓口は、誰もが利用しやすく、町民と職員がコミュニケーションをとりやすいようにローカウンターの設置を基本に計画すると明記されており改善を目指している事からも窓口対応の改善は喫緊の課題と思えますがいかがですか。

平成17年3月29日、総務省は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を通知し、人材育成の推進では分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めることとしました。

総務省通知を受けて、岩内町での人材育成の基本方針は策定されているのですか。

方針に基づいた人材育成が取り組まれているのですか。

行政改革推進のための研修や人事管理は行政改革を徹底させるためのもので、職員への負担の増大、住民サービスの低下を招き、住民奉仕の観点をそぎ落とすものと言わざるを得ません。

職員の能力を引き出す適正な人材育成が必要と思えますが、町の職員異動に対

する基本的な考え方は。

異動で一番短期間だったのは何年何ヵ月か。

町の職員異動はどの程度の周期を想定しているのか。

異動は蓄積された能力・実績を評価する配置となっているのか。

町が、住民ニーズに的確に対応した行政を進めていくためには、職員の持つ多様な潜在能力を引き出すその資質・能力の向上を図り、現在の職員に求められる能力を備えた職員へと時間をかけて人材育成することこそが大切だと思います。

岩内町の病気療養中の職員は何名いますか。

岩内町の自己都合退職は過去4年で何名いるのか。

岩内町の行政を今後支える中間層職員の退職は人材育成の面から大きな痛手であり損失です。

適在配置に問題・温度差があるのではないのか。

こうした自己都合や病気退職者の退職理由を聞いていますか。

退職理由などを人材育成にどのように役立てていますか。

魅力あるまちづくりを目指し、住民要求を的確に捉え、これに対応したサービスの提供をするためには、希望を持って仕事に取り組める職場環境が必要です。

職員一人ひとりの能力や意識の向上、役場職員全体の活力の引き上げが必要です。

その手だてとして、人材育成の取り組みや適正配置が求められていると思うがいかがですか。

町長の見解を伺います。

【答 弁】

町 長：

役場窓口の住民対応について、21項目にわたるご質問であります。

順次お答えいたします。

1項めは、窓口対応での苦情の現状認識についてであります。

町民の方々からの役場窓口等への苦情につきましては、広報紙に合わせ全戸に配布している「私の思い」のほか、電話によるものや、窓口での対応状況の把握などにより、現状を認識しております。

2項めは、住民の側にたった自治体職員研修についてであります。行政に携わる役場職員として、住民の信頼を得ることは、最も重要なことであり、そういった点から、職員としても親切・丁寧な説明責任と合わせ、住民のご意見やご要望をしっかりと聞き、住民の視点に立った判断や行動を行うための研修は必要であると考えております。

3項めは、窓口での住民アンケート調査と町民満足度の向上を図るなどの改善への取り組みについてであります。

職員の接遇や町民満足度の向上のためには、様々な手法により、町民の考え方やニーズをお聞きすることが重要であると考えております。

その手段として、ご質問にあります、窓口に来訪された住民へのアンケート調査も、その一つではありますが、私としては、町民の考え方を一番良く知る方法は、直接、生の声を聞くことが重要であると考えております。

これに関し、現在、町政懇談会のほか、各種の事務事業を進める上で、ご意見ご要望やご提言をお聞きするため、町民懇談会や、意見交換会を実施

しており、これらの中で、住民の方々の考えや思いについて、お聞きして参りたいと考えております。

4項めから7項め及び9項めは、岩内町費職員研修規程について、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

現在、職員に対する研修については、職員として採用後、1年目、2年目及び5年目に該当する職員全員に対し、後志町村会が悉皆研修として実施している研修を受講させております。

この研修内容は、1年目の職員につきましては、執務上必要な基礎知識を習得させ、公務処理の適応力を養うことを目的として、文書実務のほか、地方公務員としてのあり方や地方自治、財務会計などについての研修となっており、2年目の職員につきましては、組織人としての意欲の高揚と能力開発を助長し、執務上必要な法律の基礎知識及び地方自治や財政等の基本的制度の仕組を習得させ、公務能力の発揮・増進を図ることを目的として、関係法律や制度などについての研修となっております。

5年目の職員につきましては、中堅職員としての役割、仕事の進め方、人間関係、問題解決法等職務遂行に必要な基礎的能力の向上を図ることを目的として、コミュニケーションや職場の人間関係と職場づくりのほか、問題解決のためのグループ研修などとなっております。

さらに、採用1年目の職員につきましては、人材開発センターが主催する接客などのビジネス基礎養成研修に参加させております。

さらに、現在、30歳代後半の職員には、年齢順により、北海道市町村職員研修センター主催の民法、行政法、地方自治法及び地方公務員法の各研修を受講させているほか、同センター主催の専門研修へ税務課職員を受講参加させております。

一方、管理職や係長職につきましては、毎年5名を北海道市町村職員研修センター主催の研修を受講参加させており、平成23年度では、課長職を、折衝力・交渉力強化研修、部下指導・育成研修にそれぞれ1名、係長職を、指導能力研修、クレーム対応研修、地方公務員法研修にそれぞれ1名受講させております。

したがいまして、管理職につきましては、その職責に応じた研修を受講させており、これらの研修につきましては、管理職が自己のレベルアップを図るための研修として、今後も受講について取り組んで参りたいと考えております。

8項めは、職員間・部署内での研修などに取り組む必要性についてであります。

役場職員が仕事を進めていく上では、住民と接しながら、願いや考えをしっかりと聞き、いかに迅速で適切な対応をできるかが基本であると考えております。

したがいまして、研修という名称ではないものの、役場という組織においても町民への対応と同様に、普段の業務のほか、職員同士のコミュニケーションや各部署における打合せや会議などにおいて、上司部下、先輩後輩といった立場から、様々な観点からの意見交換や接遇に関する情報提供がなされるよう配意して参ります。

10項めは、窓口対応の改善についてであります。1項めで申し上げます。

したように「私の思い」や、電話などにより、苦情につきまして、現状について認識しております。

私としては、役場職員として、住民に信頼されるための基本をしっかりと認識し、合わせて、自己を磨くためのたゆまない努力が必要と考えております。

したがいまして、今後とも、私の考え方について、幹部会議や訓辞等で職員に対し説明し、一層、住民に対し誠意を持って接するよう指導して参りたいと考えております。

1 1 項めは、人材育成の基本方針の策定についてであります。人材育成基本方針の策定の考え方につきましては、国において「人材育成基本方針等の名称で策定していない場合であっても、行政改革大綱等で人材育成の目的、方策等を明確にしている場合は作成済みとする」とこととされており、この考え方に基づいた基本方針として、平成18年に策定した「岩内町新行政改革大綱」において、職員の能力開発等の推進について記載したところであります。

1 2 項めは、方針に基づいた人材育成の取り組みについてであります。

先ほど申しあげました「岩内町新行政改革大綱」においては、3つの考え方を記載しており、その1つ目は、経営感覚とコスト意識を持ち、町民に視点を置いた行政サービスを行えるよう職員の意識改革を推進するとし、2つ目は、幅広い識見を養うため、他の団体との人事交流を推進する。

3つ目は、政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成、並びに各行政分野における専門的な知識や技術を習得するための効果的な研修を推進するとしております。

したがいまして、町としましては、この3つの考え方に沿って、専門研修として、折衝力・交渉力強化研修や、部下指導・育成研修、指導能力研修などを職員に受講させるよう取り組んでおります。

1 3 項めから1 6 項めまでにつきましては、職員異動について、関連がありますので、合わせて、お答えいたします。

職員の人事異動につきましては、基本的には、職員の退職や採用及び定期的な異動として、年1回行っているところであります。

この人事異動に当たっては、職員の年齢、同一部署への配属期間のほか、各担当内における業務分担の状況や新たな事務事業への対応などを加味した上で、個々の職員が培ってきた能力や実績をも勘案することが重要であるとされており、これらを総合的に判断し、概ね4年程度を基本として異動を行っておりますが、町職員として、様々な機会を通じ、町民の方々からの相談や意見に耳を傾けるためには、特に、若年層の職員には、種々の業務を習得させる必要があるものと考えております。

したがいまして、人事異動の結果として、職員の同一部署への配属期間が数カ月となる場合もありますが、私としては、町という組織を長期的に適正維持し、合わせて、職員個々の志気・意欲の向上を図るという考えのもと、今後とも、より効率的で柔軟な機能性を持ちながらも、住民に信頼される組織づくりに努めて参りたいと考えております。

1 7 項めは、病気療養中の職員数についてであります。本年12月1日現在で、3名となっております。

18項めは、過去4年間における自己都合退職者の数についてであります
が、平成19年12月1日から本年11月30日までの4年間で、21名と
なっております。

19項めは、中間層職員の退職に関し、適材配置の問題・温度差について
であります。

ご質問にありますとおり、中間層職員の退職は、人材育成や、組織を継続
的に維持していく観点からは、組織としての損失であり、残念なことでもあ
ります。

しかしながら、自己都合による退職につきましては、職員個々の事情によ
るものであり、適材配置の点からの理由ではないと考えております。

20項めは、自己都合や病気退職者の退職理由と人材育成への役立てにつ
いてであります。

定年前の退職に際しては、退職を希望する全ての職員から、その理由につ
いて伺っており、家庭の事情や病気によるものなど様々であります。

私としましては、職員には、これまで培ってきた経験を生かし、一日でも
長く勤務していただきたいと思うところであり、今後とも、それらの事情を
も考え合わせながら、人事管理を進めて参ります。

21項めは、職員一人ひとりの能力や意識の向上、役場職員全体の活力の
引上げの手立てとしての、人材育成の取り組みや適正配置についてでありま
す。

役場が、住民の方々に安定し、信頼されるサービスを提供し続けるため
には、職員の人材育成が必要であり、合わせて、個々の職員が、町職員として町
民の要望に応えるためには、その職員の能力や実績に応じた適正配置が必要で
あると考えております。

そういった点からは、今後におきましても、人材育成の取り組みや職員の
適正配置は重要であるとの認識のもと、長期的視野に立った適切な人事管理
を行って参りたいと考えております。

< 再 質 問 >

窓口対応について、現状を認識しているとのことですが、その苦情内容など
どのようなものですか。

苦情に対しては、改善するためどのような対策が講じられたのですか。

その原因は何だと思っておりますか。

以上、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

窓口の住民対応について、3項目にわたるご質問であります。

1項めは、苦情の内容についてであります。

具体的には、高圧的な話し方や口の利き方、相談を受けた際のプライバシーへの配慮が不足している、などの苦情が寄せられております。

2項めは、改善するための対策についてであります。

苦情の現状につきましては、「私の思い」や電話、窓口での対応により把握

しておりますが、これまでも行っておりますように、意見が寄せられた場合には、担当の課等に連絡し、原因の把握と今後の対応について、毎朝の朝礼時や担当内での打合せにおいて、その都度、注意を促しております。

3項めは、苦情の原因についてであります。職員として、より身近な対応とより親身になった説明の仕方を心がけておりますが、その対応が、時によっては、誤解を招く結果になっている場合もあろうかと思われまので、私としましては、今後とも、十分注意するよう指導を徹底して参りたいと考えております。

＜ 再々質問 ＞

役場窓口の住民対応について、憲法第15条2項においてすべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないとし、地方公務員法第30条においては、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定しています。

岩内町費職員のサービスの宣誓に関する条例では、第2条新たに職員になった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣言書に署名してからでなければその職務を行つてはならないとし、宣言書では、私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は地方自治法の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますと宣誓しております。

私は、職員は町民全体の奉仕者なのだという自覚を持って明るく入りやすい役場を目指して職務を遂行するよう指摘し、この問題に関しては、今後も注視してまいります。